

## 子ども手当の申請はお済みですか？

平成22年3月までの児童手当制度にかわり、4月から「子ども手当制度」が施行されました。制度開始による「子ども手当」の申請が必要な方で、まだ済んでいない方は、9月30日までに申請してください。

※子ども手当とは、中学校修了前の子どもを養育している方へ、子ども一人につき月額1万3千円が支給される制度です。

### 【申請が必要な方とは？】

中学2・3年生の子どもがいる方や、所得制限等で児童手当を受給していなかった方（公務員の方は勤務先へ申請してください）  
※申請が必要と思われる方には、4月に書類を送付しています。

### 【申請期限】

平成22年9月30日(木)までに申請すれば4月分から受給することができます。

期限を過ぎると、申請した翌月分からの手当しか受給できませんのでご注意ください。

### ■提出先・問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係  
☎75-6118

## 児童館の児童厚生職員(委託)を募集します

- 業務内容** 子どもへの健全な遊びの提供・援助
- 応募資格** 昭和25年4月2日～平成元年4月1日生まれで、児童厚生員・保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・中学校教諭・高校教諭のいずれかの資格があり、多久市内にお住まいの方
- 採用人員** 1人
- 期間** 平成22年10月1日～平成23年3月31日
- 勤務条件** 月曜日～土曜日 9時半～17時(週4回 1日6時間程度)
- 委託料** 月額7万円程度
- 応募方法** 9月24日(金)必着で履歴書を送付するかご持参ください。9月27日(月)に面接を予定しています。

### ■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係 ☎75-6118

## 9月は「障害者雇用支援月間」です

例年、9月を「障害者雇用支援月間」と定め、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、関係機関及び団体が連携して啓発活動を行っています。事業主はじめ広く県民の理解と協力を一層深めることを目的に次の活動を行います。

### ○事業主の視察・交流会

障害者を多数雇用している事業所や福祉施設等の視察と関係者の交流会を実施します。

**日時** 9月15日(水) 9時～16時

**集合場所** 佐賀勤労者総合センター(メートプラザ)

### ○障害者雇用優良事業所等の表彰

障害者雇用優良事業所等の努力と功績を称え表彰を行うとともに、広く県民に周知します。

**日時** 9月24日(金) 10時30分～11時10分

**会場** 佐賀県庁

### ■問い合わせ

(財)佐賀県高齢・障害者雇用支援協会 ☎25-2597  
多久市 商工観光課 ☎75-2117

## 有害鳥獣一斉駆除を行います

農作物被害防止のため、猟友会による一斉駆除を行います。

- 対象** イノシシ・カラス・ドバト
- 日時** 9月25日(土) 午前5時30分～8時30分まで
- 方法** 銃器、捕獲おり、わなによる捕獲
- 区域** 市街地(特定猟具使用禁止区域(従来の銃猟禁止区域))を除く多久市内一円

- 伝書鳩等を飼育している方は駆除日には放さないでください。
- 山に入るときは、事故防止のため、目立つ服装やラジオを携帯するなど、人がいることが周りにわかるようにしてください。

### ■問い合わせ

農林課 農政係 ☎75-4825